

第4回 南丹市権利擁護・成年後見センター
運営委員会
議 事 録

南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会事務局

(南丹市福祉保健部福祉相談課)

令和6年度第4回 南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会
議事録

開催年月日 令和7年3月5日（月）午後2時00分
開催場所 アスエルそのべ 3階 中研修室
委員の総数及び出席者数及び出席者数並びにその氏名

(1) 委員の総数 6名

(2) 出席者数 6名

(3) 出席委員（敬称略）

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	松田 めぐみ	京都弁護士会	縁法律事務所
副委員長	上田 浩平	成年後見センター・ リーガルサポート 京都支部	上田司法書士事務所
委員	川上 真知子	京都社会福祉士会	社会福祉共同事務所 あおぞら
委員	榎原 克幸	学識経験者	南丹市社会福祉協議会 常務理事（事務局長）
委員	若井 淑子	学識経験者	南丹市社会福祉協議会 生活相談課長
委員	船越 由美	学識経験者	京都中部総合医療センター 地域医療連携室

(4) オブザーバー（敬称略）

氏名	備考
田村 仁宏	京都府裁判所 後見センター 主任書記官
村上 綾香	京都府社会福祉協議会 福祉部 生活支援課 主事
今井 昭二	京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター 社会福祉士

(5) 事務局

福祉相談課 岩間課長、渡邊主事、林相談支援員

1 開会

【司会】

定刻となりましたので、令和6年度南丹市権利擁護成年後見センター運営委員会を開会させていただきます。前回第3回の運営委員会の後に協議会という事で、新たな取り組みとして地域支援のネットワーク作りという観点から行ったところです。その節は大変お世話になりました。

それでは本日の運営委員会の開催についてですが、南丹市成年後見制度を利用するための条例第13条第2項の規定によりまして委員の半数以上の出席となっております。本日委員全員の出席をいただいておりますので本委員会が成立していることを報告させていただきます。それでは開会にあたりまして委員長よりご挨拶をお願いします。

2 委員長あいさつ

【委員長】

後見制度の法改正に向けて意見の取りまとめを行っているところです。包括的代理権を無くすことの是非であるとか、同意権と取消権を付けるのはどういう要件が必要かとか、議論の論点が多くて1つの論点を考えるだけでもかなり難しいと感じています。私自身も人の意見を聞くと意見が変わったりそういう視点もあるなと思ったり、色んな意見があり一口に賛成・反対とか言いづらく大変悩ましく思っています。どのように制度が変わっていくかまだ分かりませんが、市民後見にも影響があると思います。

【司会】

それでは議事の進行につきましては委員長に議長をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【委員長】

それでは議長を務めさせていただきますので円滑な議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。

3 議事

(1) 報告事項

① ケース報告

【事務局】

資料1をご覧ください。前回の報告から2月末までの新規相談、5ケースの報告させていただきます。

○ 新規相談ケース報告

《個人情報につき議事録非公開》

新規相談ケースの状況

- | | |
|-----------|-----|
| ・ 在宅の者 | 1 件 |
| ・ 施設入所中の者 | 3 件 |
| ・ 入院中の者 | 1 件 |

○ 市長申立てケースの経過と新規申立ての報告

《個人情報につき議事録非公開》

② 市民後見人支援について

【事務局】

資料2をご覧ください。

○ 市民後見人、Aさんのケース報告

《個人情報につき議事録非公開》

○市民後見人、Bさんのケース報告

《個人情報につき議事録非公開》

③社会福祉協議会法人後見について

【社会福祉協議会】

○法人後見、Cさんのケース報告

《個人情報につき議事録非公開》

④令和6年度 後期市民後見人フォローアップ研修について

【事務局】

資料3をご覧ください。後期のフォローアップ研修は社会福祉協議会の法人後見支援員も含めて合同で行いました。12名中8名参加となり、法人後見、市民後見の説明や、それぞれの事例を実際に担当者の方から発表していただいたり、グループワークをしたりと大変学びの多い1日になったという事で、アンケートもおおむね満足という結果になったと思います。来年度も前期、後期2回のフォローアップ研修を予定したいと思っています。簡単ではありますが以上となります。

⑤令和7年度専門相談について

【事務局】

資料4をご覧ください。令和7年度も令和6年度と同様に成年後見制度に関する無料相談という事で開催を予定しています。ご覧のとおり社会福祉士は、当センターの林相談支援が毎週月曜から木曜で予約があれば開催する予定としております。弁護士・司法書士については、来年度も隔月でお世話になりたいと思っています。

【A委員】

今年度の弁護士・司法書士の専門相談の利用実績はどんな感じですか。

【事務局】

今年度は2月まで進んでおり、11回開催しましたが、実績としては8月・9月・10月・11月の4回、弁護士・司法書士による専門相談を行いました。

広報は毎回ホームページであったり、市の LINE などを活用して広報活動しているところですが、来年度も引き続き広報の仕方も含めて検討していきたいと思います。

⑥成年後見利用支援事業報酬助成の見直しについて

【事務局】

資料 5 をご覧ください。令和 7 年度から南丹市成年後見制度利用支援事業の一部を改正する予定としています。大きな改正としては助成対象者と助成額の見直しを行います。助成対象者から生活保護に準じる方の規定を無くして、住民税非課税世帯へと対象者の要件を広げようと思っています。一方、助成額については資産の活用を前提とした規定に改定しようと思っていますので、預貯金等が多額な方についてはその預貯金をまず活用いただいて、助成額はその差額で規定しています。単身 40 万円を基準として、その 40 万円と預貯金と報酬との差分で助成額を決めていこうと思っています。

すでにホームページで広報していますが、運営委員会での報告後に三士会に周知依頼を実施すると、今年度報酬助成の申請がありました成年後見人の方にも個別に案内することによって、次年度の制度改正について周知していこうと思っています。また申請書の様式も変更しています。こちらは今までは決定した後に請求書を郵送でもらっていたんですが、1 回で済むように様式の変更を行いました。報酬助成の改正についての説明は以上です。

【D委員】

質問ですが、助成は必ず非課税世帯になるんでしょうか。中にはギリギリ課税世帯で生活がギリギリで報酬を支払うのが難しい世帯もありますが、それは 3 番に当てはまりますか。

【事務局】

非課税という制限を付けていますのでギリギリ課税という方は対象にならないです。ただ成年後見制度に該当する判断能力の方はでギリギリ課税の方は未申請であれば所得の障害者控除が申請出来て非課税になるのかと、そうなれば報酬助成の対象になるかと思えます。ただ明らかに課税の方や手続きが出来ている方は対象にならないです。後見人をやられている委員の方はよくご存じかと思えます。

【A委員】

先ほどの説明ですが、障害者手帳を持っていなくても、後見制度に該当する判断能力の方は、申請すれば役所の方で障害者と認定してくれて税法上の普通障害者か特別障害者か認定してくれます。それで確定申告をしたら障害者控除によって控除が増えて非課税になるだろうということではないかと思えます。ただ、該当しない方もいるので、申請して確定申告をしないと分からない面もあります。

制度の内容や書式は、京都市を参考にされたかと思いますが、亀岡市は京都市とは違って、

亀岡の制度の方が良いという声も聞いた事があったので、基準はこちらの方が分かりやすいと思いますが、また参考にされてもいいかも知れません。いずれにしろ利用支援事業の拡大は凄くありがたいので助かります。3番の要件については申請してみないと分からないという事です。

【事務局】

3番の要件は成年後見制度の重要性を考えて付けていますが、基本的には1か2が大原則です。

【C委員】

改正前は、南丹市に報酬助成申請をして却下された専門職も何人かいて、私も経験があります。その時の私の感覚としては預貯金が30万円を超えたら却下される感覚で、それに対して生活保護を受給されている方だったら預貯金がそれ以上あっても助成を受けられる不公平感を感じていました。生活保護の方は助成もあり預貯金が増えて、生活保護が停止になっている方もいて、報酬助成を受けているがために停止になったような感覚なので、そういう事は是正されていく感じですね。

【事務局】

不公平さについては感じていたところになりますので、今回の改正で預貯金の規定を設けているので生活保護を受給している方であっても、そうでなくてもまずは資産を活用していただく事を大前提としていますので、今までのように預貯金が多額でも生活保護の方だから報酬助成を受けられるのではなく、生活保護の方でも預貯金が一定以上あればそちらを使ってもらうように改正しています。

【B委員】

夫が年金で妻を養っている在宅ケースで、報酬助成が貰いにくいみたいで、妻を扶養している余裕があるという評価になるのかなと思ってまして、そういうケースで助成されることはありますか。

【事務局】

今回の改正における助成対象者の別表があり、単身世帯で40万円の後に世帯員が1人増えるごとに30万円を加算した額という事で、世帯員が増えたら当然預貯金の許容できる金額を増やしていますので、世帯員を扶養しているから却下という事ではなく、単身、複数世帯で基準をそれぞれ設けて審査していきます。

利用支援事業は、京都府や国が整備をして統一された方が本当は分かりやすいですが早期実現は難しいので、南丹市はまずはこの形でやってみようと思います。

(2) 協議事項

①市長申立てケースについて

【事務局】

資料は回収資料をご覧ください。こちらは後ほど回収させていただきます。

《個人情報につき議事録非公開》

②令和7年度 南丹市権利擁護・成年後見センター事業計画（案）について

【事務局】

資料6になります。令和7年度南丹市権利擁護・成年後見センター事業計画案ということで、この事業計画は次回の運営委員会で正式に提案することになりますが、本日の運営委員会でご意見がありましたら聞かせて頂きたいと思います。赤字のところが前回の事業計画から変わったところです。

《事業計画案については、次回運営委員会で承認後に掲載》

③市民後見人養成講座について

【事務局】

資料7をご覧ください。現在、南丹市市民後見人候補者名簿には12名の方が登録されています。しかし多くの方が要綱に規定されている制限年齢78歳に近く、養成が課題で、今後の対策に向けて協議を進めていきたいと考えています。これまで他市との合同での養成講座の開催や圏域での開催についても模索してきましたが、やはり合同というのは難しいという事ですので、市の単独で令和8年度頃に開催できるよう資料7の国の示すカリキュラムも参考にしながら開催に向けた検討をする予定し、養成講座の実施に向けて協議していききたいと考えているところです。

【A委員】

前回から内容も変わっているのでしょうか。

【事務局】

前回から内容は変わっています。当時は市民後見人というのは後見業務を受任する市民後見人だけを指していましたが、今は市民後見という言葉の定義も広くなり権利擁護のサ

ポートの事や社会福祉協議会の事業に関わったりとか、そういう事も含めてになりますので、この講座を全部受講すれば南丹市の市民後見人の受任要件になるとか、一部であればこういった事が出来るとか、そういったことも出来るのかなと思います。

南丹市単独での開催という事で1年くらいかけて検討はしていきたいと思うんですが、予算的にもあまり負担の無いようにと考えていますが、国なり府とも養成に関する助成も相談しながら進めていきたいです。なかなか市単独で全部費用を出してというのは難しいところがあるので、その辺りをまた京都府とも相談させていただけたらと思います。

【オブザーバー：H】

先ほど言われたように今までの市民後見人は本当に後見制度を担っていく所に注力されていたんですが、最近は言い方が若干違うんですけども権利擁護の支援というのが第2期計画で明確にされた中で、この成年後見制度利用促進という名前自体も現状と合っていないと言われるくらいで、勿論成年後見が大きな柱であることは間違いありませんが、一方で地域でその方を支えていく視点で住民が権利擁護の視点で多くの人に参画していただいて、その中でそれぞれの立場から自分はこれだったら出来るという事で関わってもら。そういう事や法人後見などの上に市民後見人を支えていく仕組みが必要だと思っています。そこを具体的にどういう形でどの部分を担っていけるのか、是非前向きに市も議論や提案をしてもらいたいです。

【事務局】

全国で市民後見人が定着しなかった理由として養成はしても選任されないんじゃないかというのが良くあがっていると思います。実際に選任されるのは家庭裁判所の裁判官ですが、南丹市は理解を深めていただいている所もあり、市民後見人にふさわしいケースが円滑に選ばれています。受任体制が無いと難しい中で南丹市としてはありがたい話で、市民後見人の方々からも次の代に繋げて欲しいという声もあり、新たな養成を考えています。

【オブザーバー：I】

市民後見人が選ばれない場合には、候補者として市民後見人をあげているのかもありません。誰も候補者をあげていない状態で、市民後見人に依頼することは裁判所も難しいかと思っています。市民後見人を候補者としてあげて、この内容なら出来るんじゃないかというのを審判することは裁判所は出来るので。南丹市はそれをやっているので選任されていると思います。

カリキュラムの感想ですが、50単位は結構大変そうでありまして、言われたようにこの単位とこの単位を取ればこういう活動が出来るなどであれば間口が広がり、受けてみようという人も増えて良いんじゃないかなと思います。

養成講座の開始が令和8年頃ということで、ちょっと心配なのが令和9年くらいに民法

が変わります。そうすると後見制度も市民後見人の役割も変化する可能性が高く、難しいタイミングのような気がしますので、次世代の市民後見人とか権利擁護の支援員を養成されるのであれば法律制度が変わるということも意識して養成していただけたらと思います。

【事務局】

大変参考になりました。申立て時に市民後見人を候補者として書かないと選任されないというのは、南丹市も養成したころは考えていなかったと思います。ただ、市長申立てケースで市民後見人にふさわしいケースは課題もあり少ないと思います。

新しい後見の形に変わることもあって、南丹市の養成する時期は今の登録者の年齢の問題もあり検討が必要かと思いますが、南丹市としてはこの権利擁護の流れを止めない事が大切だと思います。

【A委員】

市民後見人の選任数が少ないのは市民後見人が受けるケースのハードルが預貯金が少なく、紛争性がないなどと高いことが一番大きな理由かと思います。やはり市長申立ては何らかの支援困難な要素があるケースが多いので、施設入所して、少額の金銭管理だけみたいなケースはなかなか無い。それを専門職が整理して、家を片づけて施設に入って、あとは見守るだけという状態になってリレーが出来るかという、資産があり諦めたり、専門職を親族や本人が希望するケースもあり、リレー案件が上がりにくいのが実情です。申立て時は特に分からない部分も多くて市民後見人を候補者するのは難しいのかなと思います。

養成講座については、令和8年度開催ならば、将来の改正を見越して開設しないといけないので、研修の内容としても難しい所が出てくるとは思いますけども、色んな方に情報を知ってもらうことが大事だと思いますので、50単位全部取るのがハードルが高くて参加者が少ないよりは、広く受けてもらえるようにした方が良いのかなと思いました。基礎研修だけとか、市民後見人には登録しないけど興味があり勉強のために受講する人にも参加してもらって、将来考え方も変わると思うので、幅広く受けやすいものが良いなと思います。

【F委員】

養成講座をしたら活動のモチベーションを持って参加される方が中心になり、活動の場がないことが問題との意見もありますが、養成という名のもとに市民の意識を上げていくことが地域社会の安心に繋がっていくんだという考え方で講座を開設するのはとても大事な視点だと思います。

【オブザーバー：H】

試験的な部分で市民後見人養成という形じゃなく権利擁護の理解を広げてもらう形で、まずは住民に理解いただくことをしようと、京都府からモデル的にお願いして、3つの市町

が研修を実施してくれました。それぞれ想定よりも多くの応募があったという事で、住民の関心は非常に高いことが分かりました。ただ全員が後見業務をしたいのではなくて、自分ができるかどうか分からないが、知りたいという人もいます。一方で、まずは社協の日常生活自立支援事業の支援員からやってみたいと考える方も何人かいました。南丹市は力を蓄積されているので、これからどう地域共生社会を作っていくのかの視点の中で、少数精鋭より、幅広く理解してもらい、その上でしっかりと支える仕組みを作っていく、そんなモデルを作っていくには南丹市の取り組みは非常に大事だと思っています。

【事務局】

皆様の話を聞いて養成に主眼が置かれていたと気付かせて頂きました。養成も確かに大切ですが、知識・知見を広げてもらう事を第一の目的に据えた方が良いのかなと学ばせていただきました。今後の検討になってくると思いますが、例えば基礎編は養成ではなく広く門戸を開いて知っていただきたい方にに来てもらう。実践編はそこから更に発展して養成に繋げていく。養成中心ではなく制度を知ってもらう方向性の先に養成がある、そういう形で今後視野を広く持ちながら検討していきたいと思っています。

【A委員】

養成も視野に入れつつは難しいかもしれませんが、来年度の課題として検討して頂ければと思います。

④運営委員会の一部公開（傍聴）について

【事務局】

資料はありませんが、成年後見センター運営委員会は南丹市の審議会等という位置づけになっており、審議会には会議の公開・非公開があります。公開することによって透明かつ公正な会議の運営を図り、市民の市政に対する理解と信頼を深め、更に市政の推進に寄与することを目的とする南丹市の審議会の指針が出されています。その中で運営委員会は今まで非公開としていました。

基本的には条例等の規定により会議が非公開とされている場合を除いて原則公開するようにされています。ただ例えば個人情報によって個人が特定されたりその恐れがある場合とか、会議を公開することによって公正円滑な審議が阻害される場合は非公開にしてもいいとなっています。個人情報を取り扱うという事もある、運営委員会は非公開としてきましたが、昨年、南丹市の市民参加と協働の推進委員会という会議があり、そちらから政策提言書が出されました。その中で審議会の公開、非公開について公開を求める内容の提言が出されたという事で、これを受けて南丹市の審議会や運営委員会や協議会ももう一度検討して、例えば部分的な公開ができるものについては検討するという事でした。

今回、提案するのは基本的にはこの成年後見センター運営委員会は個人情報を取り扱う

ので非公開ですが、来年度6月に予定している第1回の運営委員会については、令和6年度の活動報告や、令和7年度の事業計画が主であります。例えばその最初の報告の部分だけ公開するという形で、休憩を挟んで後ほどケース相談とか報告という事で前後を分けた形にすることで部分公開出来ないかと考えており、委員の皆様にご承認いただけるなら次回運営委員会につきましては前半部分を公開とさせていただいて、後半は非公開、第2回以降は非公開という事で考えておりますが、いかがでしょうか。

【A委員】

前年度の事業報告とか今年度の事業計画の説明とかその辺りであれば個人情報もないので問題はないと思います。

【事務局】

ホームページにも運営委員会の内容については議事録を載せています。協議した中の個人情報にあたる部分は削除して公開できる部分だけを議事録として上げていますので、そのあたりだけを聞いていただいて良いのかなと。ただ公開しても傍聴に何人来られか分かりませんが、門戸は開いておきたいと思っています。

【委員長】

今の事務局からの提案の運営委員会の一部公開について承認される方は挙手をお願いします。 →委員全員挙手

反対はいませんので、運営委員会の一部公開については承認されましたので事務局は来年度の第1回の運営委員会より運営委員会の一部公開・傍聴への手続き対応をお願いいたします。

(3) 情報交換

○委員より南丹市の個別ケースに関しての相談

《個人情報につき議事録は非公開》

【オブザーバー：I】

全国統一書式が4月から始まる関係で京都家庭裁判所の説明用のハンドブックを改定します。ホームページにも新しいハンドブックを今後掲載しますので確認をお願いします。

【委員長】

それでは本日の協議会を終わらせていただきます。ご協力いただきましてありがとうございました。司会にお返しします。

4 閉会

【司会】

委員長ありがとうございました。

それでは閉会にあたりまして副委員長よりお願いいたします。

【副委員長】

これで令和6年度の会議は終わりですが、来年度は傍聴の方が来られる可能性が高いという事で、傍聴に来られる方はかなり熱心な方だと思いますので、来年も活発な議論をお願いいたします。ありがとうございました。

【司会】

それでは以上をもちまして運営委員会を閉会といたします。ありがとうございました。